

通 知 書

貴殿は、父の死後、父の遺言書を偽造し、後記土地建物（以下「本件不動産」といいます）の相続登記を行い、本件不動産を取得しました。

しかしながら、遺言書の偽造は相続欠格事由に該当するため、貴殿は父の相続人となることができません。

そこで、通知人は、貴殿に対し、当該相続登記を速やかに抹消するとともに、本件不動産を通知人に返還するよう相続回復請求をいたします。

万一、本書到達後1週間以内に上記要求に応じない場合には、やむなく法的措置を取る所存であることを付言いたします。

（不動産の表示）

1 所 在	○○市○○町○丁目
地 番	○番
地 目	宅地
地 積	○○○. ○○ 平方メートル
2 所 在	同所同番地
家屋番号	○番
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	○○○. ○○ 平方メートル

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○丁目○番○号

通知人 東山 一郎 (印)

○○県○○市○○町○丁目○番○号

東山 二郎 殿